

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目 次

- 規則
- 職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………
 - 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(人事課)……………
 - 職員の仕事時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………
 - 山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課)……………
 - 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課)……………



職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十二号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十六年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一組織上の職の表本庁に関する部分中「主幹」の下に、「徴収監」を加え、同表出先機関に関する部分中「徴収監」及び「分場長、試験場長、農場長」を削る。別表第二の一の表本庁の項中

次室長	室長又は所長をたすけ、上司の命を受けて室の事務を整理する。
-----	-------------------------------

を

次室長	室長又は所長をたすけ、上司の命を受けて室の事務を整理する。
-----	-------------------------------

に改め、同表

徴収監	上司の命を受けて県税の徴収に関する事務を掌理する。
-----	---------------------------

出先機関の項中「山口県農林総合技術センター農業技術部花き振興センターの所長を」を「山口県農林総合技術センター農業技術部の分場の所長を」に改め、

徴収監	上司の命を受けて県税の徴収に関する事務を処理する。
-----	---------------------------

を削り、

分場長	山口県農林総合技術センター農業技術部の分場の所長に限り、
試験場長	山口県農林総合技術センター農業技術部の分場の所長に限り、
農場長	山口県農林総合技術センター農業技術部の分場の所長に限り、

山口県農林総合技術センター農業技術部の分場の所長に限り、

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十三号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の四を第六条の五とし、第六条の三を第六条の四とする。
 第六条の二中「前条」を「第六条」に改め、「かかわらず、」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は」を加え、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第六条の二 第四条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。)をしている職員の給料月額は、第五条、第五条の二、第五条の四及び第六条の規定による給料月額に、四週間を超えない期間につき一週間当たり二十五時間までの範囲内で別に定められたその者の勤務時間を四十で除して得た数を乗じて得た額とする。

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「職員」の下に「(別に定める職員を除く。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十四号

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による勤務をすることとなつた職員を含む。)である場合にあっては、当該職員に当該勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、当該勤務を命ずることができる。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十五号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則(昭和四十六年山口県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の4の項中

軽油引取税又は産業被服に課税するもの	作業服(上)(冬用)	3年	
	“() (夏用)	3年	
	“(下)(冬用)	3年	
	“() (夏用)	3年	
	防 寒 衣	4年	

を

軽油引取税の課税業務に従事するもの	作業服(上)(冬用)	3年	
	“() (夏用)	3年	
	“(下)(冬用)	3年	
	“() (夏用)	3年	
	防 寒 衣	4年	

に改め、同表22の項中

「又は山口県松光園」を削り、同表26の項中「配膳料」を「施設設備料」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正前の規

則」という。()の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第二十四条中「総務部職員厚生課」を「総務部給与厚生課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)